

証券コード 5242
(発送日) 2023年3月15日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
株 式 会 社 ア イ ズ
代表取締役社長 福 島 範 幸

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第16期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.eyez.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アイズ」又は「コード」に当社証券コード「5242」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2023年3月30日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号
渋谷シネタワー 11階
AP渋谷道玄坂 G・H・Iルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第16期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況がワクチン接種率の向上や行動制限緩和、各種政策等の効果により緩和する動きが継続して見られるようになりました。しかしながら、強い感染力を持つ新たな変異株による感染拡大の影響やウクライナ情勢の長期化に伴う資源及びエネルギー価格の高騰等による物価高、世界的な金融引き締めを背景とした円安の進行等より、国内景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

一方で、日本の広告市場におきましては、デジタルを中心に好調に推移したことから、2022年は3.6%の成長が見込まれており、2023年も引き続きデジタル広告が成長を牽引すると予測されております。(出典：株式会社 電通グループ「世界の広告費成長率予測(2022～2025) 2022年12月16日」)

このような環境の中、当社の広告業界のプラットフォーム「メディアレーダー」及びクチコミマーケティングのプラットフォーム「トラミー」の需要は引き続き拡大傾向にあり、堅調な成長を続けております。なお、当社の事業は、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

サービス別の主な取り組みについては下記のとおりとなります。

(メディアレーダー)

資料リード売上(注1)の拡大を目的に集客及び資料ダウンロード促進施策となる「SEO対策」(注2)、「広告出稿」、「会員メルマガ配信の最適化」や「入札機能の利用促進」(注3)、「一括ダウンロード機能のリリース及び利用促進」(注4)を実施してまいりました。

その他、イベント売上(注5)の拡大を目的とした「スポンサー獲得」、「登壇企業獲得」、「イベント申し込み獲得」や新しい収益源となる動画掲載機能(注6)のリリースを進めてまいりました。

その結果、メディアレーダーの売上高は408百万円(前事業年度比43.7%増)、売上を構

成する資料リード売上は325百万円（同38.4%増）、イベント売上54百万円（同66.8%増）となりました。

資料リード売上を構成する主要KPIの結果は、資料リード単価（注7）2,723円（同26.6%増）、課金資料リード数（注8）119,361件（同9.3%増）となりました。

（トラミー）

売上の拡大を目的に「案件の獲得」、「案件単価の向上」を進めてまいりました。その結果、トラミーの売上高は374百万円（前事業年度比38.3%増）、売上を構成する主要KPIの結果は、案件数は719件（同14.5%増）、案件単価は521千円（同20.8%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は847,393千円（前事業年度比40.0%増）、営業利益は157,756千円（同108.0%増）、経常利益は142,778千円（同89.1%増）、当期純利益は96,251千円（同103.0%増）となりました。

（注1）資料ダウンロードによるリード提供での売上

（注2）Webページ上で検索結果を上位表示させるための対策

（注3）掲載社が資料ダウンロードされた際の単価を自ら@2,000円～@10,000円で設定できる機能で、単価を上げることで検索結果ロジックに影響し上位表示される可能性が上がる機能

（注4）掲載社が一括ダウンロード機能を有効にすることで、メディアレーダー上で会員に対し一括ダウンロード可能な資料として表示され、会員は対象資料をまとめてダウンロードすることができ、掲載社はダウンロードされる機会が増える機能

（注5）メディアレーダーが主体となり、開催されるオンラインセミナーイベントで、スポンサー、登壇企業、視聴者（会員）を集めることで、スポンサー及び登壇企業に対してリード（見込み顧客情報）提供することで得られる売上

（注6）掲載社がメディアレーダー内に動画を掲載しリード（提供単価は、@3,000円～）を獲得できる機能で、会員が動画視聴した際に掲載社へリード提供する仕組み

（注7）資料ダウンロードで発生したリード売上に対する1リードあたりの平均単価

（注8）資料ダウンロードで発生したリード売上の請求対象となったリード提供数

## サービス別売上高

| 事業区分     | 第15期<br>(2021年12月期)<br>(前事業年度) |       | 第16期<br>(2022年12月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比    |       |
|----------|--------------------------------|-------|--------------------------------|-------|-----------|-------|
|          | 金額                             | 構成比   | 金額                             | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| メディアリーダー | 284,513千円                      | 47.0% | 408,839千円                      | 48.2% | 124,326千円 | 43.7% |
| トラミ      | 270,906                        | 44.7  | 374,625                        | 44.2  | 103,718   | 38.3  |
| その他      | 50,004                         | 8.3   | 63,929                         | 7.5   | 13,925    | 27.8  |
| 合計       | 605,424                        | 100.0 | 847,393                        | 100.0 | 241,969   | 40.0  |

## ② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は1,326千円であります。その内容は、シュレッダー及び業務用PCであります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中において、2022年11月17日の臨時取締役会決議により、公募による新株式を発行し、2022年12月20日に303,600千円の資金調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第13期<br>(2019年12月期) | 第14期<br>(2020年12月期) | 第15期<br>(2021年12月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2022年12月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 360,209             | 455,804             | 605,424             | 847,393                        |
| 経常利益 (千円)      | 104,331             | 121,208             | 75,506              | 142,778                        |
| 当期純利益 (千円)     | 43,214              | 78,074              | 47,414              | 96,251                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 54,017.89           | 97.59               | 59.27               | 119.64                         |
| 総資産 (千円)       | 303,514             | 409,479             | 468,985             | 977,508                        |
| 純資産 (千円)       | △34,623             | 43,451              | 90,866              | 490,717                        |
| 1株当たり純資産 (円)   | △43,279.22          | 54.31               | 113.58              | 516.54                         |

(注) 1. 第13期に終結した元従業員の横領に係る回収不能額を第11期から第13期にかけて計上しております。

なお当該横領事件の法的手続き及び再発防止体制の構築等は完了し運用しております。

2. 当社は、2021年4月16日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式総数により算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社サービスの販売は、他社サービスの代理販売と比較し、利益率の高い商品であり、事業上及び財務上の改善に繋がるため、メディアレーダー及びトラミーにおいて、自社サービスとしてのオリジナルの展開を強化することで、当社でしか提供できない価値をクライアント企業へ提供し、当社の競争力を高めていくことが重要であると考えております。

### ①メディアレーダーの強化

メディアレーダーの更なる事業成長、「広告業界のインフラへ」というビジョンの実現にむけて、前事業年度にリリースしたリード入札機能（注1）及びセミナーイベント、本事業年度にリリースした一括ダウンロード機能（注2）、動画掲載機能（注3）をそれぞれ普及・拡大させ、会員となる広告主や広告代理店に対してサービス認知度をさらに高めることで、サービスの利用を促進する必要があると考えております。

（注1）掲載社自ら資料ダウンロードや動画視聴された際のリード単価をそれぞれ設定（資料リードの単価は@2,000円～@10,000円、動画リードは@3,000円～@10,000円）することで露出を高めるなどが可能な機能

（注2）掲載社が一括ダウンロードでの資料露出を希望した場合に、一括ダウンロード可能な資料としてサイト上で露出される機能

（注3）掲載社が動画を掲載できる機能で、会員が動画視聴した際にリード獲得できる機能

### ②トラミーの強化

トラミーの更なる事業成長にむけて、既存クライアントに対するリピート案件の獲得及び新規クライアントに対する案件の獲得を目的としたリード獲得、1案件あたりの取引単価の向上を目的とした営業教育を継続的に実施していく必要があると考えております。今後も引き続き、主要代理店取引を伸ばしつつ、クライアントへ直接販売する販売ルートも強化するとともに、現状のクライアントの多くが属するコスメ業界に加え、様々な業界に属するクライアントと幅広く取引できるよう案件の拡大及び取引単価の向上を図ってまいります。

### ③特許出願

当社は、「模造サイトへの防衛」及び「更なる成長を図る」ために自社サービスで独自開発予定の技術を、専門家に相談の上で特許出願可能なものは特許出願を進める意向でおります。

### ④組織体制、販売管理体制の整備

当社は、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るとともに、社内研修制度、販売管理体制の仕組みの確立を行ってまいります。

#### ⑤情報管理体制の強化

当社は、会員の個人情報を多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。具体的には個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱のアクセス権限者を限定した上で、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。また、個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。さらに、2023年2月には一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」を取得しております。

これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

#### ⑥内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社といたしましては、監査役会、内部監査室、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

#### ⑦広告審査体制の整備

当社の事業における広告審査体制としては、マニュアルを制定し、その審査・提供・管理についての方針を定めております。さらに、広告・投稿審査ツールを利用することにより、網羅的に法令違反の可能性がある投稿を広くピックアップし、ツールからアラートが上がった投稿に対して、社内チェックに加え、必要に応じて弁護士への確認を行っており、当社の広告・投稿審査体制は十分な実効性を確保すべく取り組んでおります。

#### ⑧法規制等の変動に対応する社内体制

当社の事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、各事業部と管理部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これら対応を継続的に行ってまいります。



⑨財務基盤の確立と安定的な配当

当社は、未だ成長フェーズの過程にあることから、事業規模の拡大、競争力の確保及び財務体質の強化に向けた内部留保の充実が将来に向けた株主価値の最大化に資すると考え、これまで配当を実施しておらず、今後においても将来への事業規模の拡大に向けた人材や設備に資金を投じながら、財務体質の強化も視野に入れつつ、必要な内部留保を確保することを基本方針としておりますが、株主への利益還元も重要な課題として、配当実施時期の検討についても継続的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

| 事業区分       | 事業内容                                |
|------------|-------------------------------------|
| プラットフォーム事業 | インターネットを活用した複数の自社サービスを通じた広告・マーケティング |

(6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

|    |                   |
|----|-------------------|
| 本社 | 東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号 |
|----|-------------------|

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

| 従業員数     | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|--------|-------|--------|
| 53 (6) 名 | 11名    | 28.4歳 | 2.7年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 129,246千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 29,760千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年12月21日をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場致しました。

## 2. 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株  
(2) 発行済株式の総数 950,000株  
(3) 株主数 704名  
(4) 大株主

| 株 主 名               | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------|----------|---------|
| 合 同 会 社 シ エ ル       | 400,000株 | 42.11%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 85,500株  | 9.00%   |
| 牧 田 伸 一             | 70,000株  | 7.37%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券   | 60,000株  | 6.32%   |
| 三 谷 翔 一             | 30,000株  | 3.16%   |
| 松 井 証 券 株 式 会 社     | 18,800株  | 1.98%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社     | 17,700株  | 1.86%   |
| 酒 井 弘 法             | 13,500株  | 1.42%   |
| 福 島 範 幸             | 13,000株  | 1.37%   |
| 株 式 会 社 ド ロ ッ プ イ ン | 13,000株  | 1.37%   |

(注) 1. 自己株式は所有していません。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 当社代表取締役福島範幸は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、保有株式70,000株 (7.37%) の内、57,000株 (6.00%) を2022年12月21日に貸株として、株式会社SBI証券に貸出したことにより、当事業年度末日における保有株式数は13,000株 (1.37%) となっております。但し、2023年1月23日に全貸株の返還を受けております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権             |         |
|------------------------|---------------------|-----------------------------|---------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年3月31日                  |         |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 34,800個                     |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式                        | 34,800株 |
|                        |                     | (新株予約権1個につき)                | 1株      |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない         |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり                  | 444円    |
|                        |                     | (1株当たり)                     | 444円)   |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2023年4月1日から<br>2031年3月31日まで |         |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注)                         |         |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                     | 34,800個 |
|                        |                     | 目的となる株式数                    | 34,800株 |
|                        |                     | 保有者数                        | 3名      |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数                     | 一個      |
|                        |                     | 目的となる株式数                    | 一株      |
|                        |                     | 保有者数                        | 一名      |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数                     | 一個      |
|                        |                     | 目的となる株式数                    | 一株      |
|                        |                     | 保有者数                        | 一名      |

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (4) 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第 1 回 新 株 予 約 権               |                           |
|------------------------|-------------|-------------------------------|---------------------------|
| 発 行 決 議 日              |             | 2021年3月31日                    |                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 44,720個                       |                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき         | 44,720株<br>1株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない           |                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権 1 個当たり<br>(1 株当たり)      | 444円<br>444円)             |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 2023年4月1日から<br>2031年3月31日まで   |                           |
| 行 使 の 条 件              |             | (注)                           |                           |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | 44,720個<br>44,720株<br>22名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付対象者数 | －個<br>－株<br>－名            |

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (4) 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                    |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 福 島 範 幸 |                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 三 谷 翔 一 | 副社長兼セールス部門長                                                                                                                                |
| 取 締 役     | 今 村 武 史 | 管理部門長                                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 中 村 慶 郎 | 株式会社Orchestra Investment代表取締役<br>株式会社Orchestra Holdings代表取締役社長<br>株式会社クラウドアーチ代表取締役社長<br>株式会社Orchestra Professionals代表取締役<br>株式会社アールストーン取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 八 代 博 隆 |                                                                                                                                            |
| 監 査 役     | 姫 野 省 吾 | 姫野省吾公認会計士税理士事務所所長<br>株式会社H I F A S 代表取締役<br>H & T management design合同会社代表社員<br>株式会社らかんスタジオ社外監査役                                            |
| 監 査 役     | 浅 見 靖 則 | 株式会社Onion社外監査役<br>InstaVR株式会社社外監査役<br>株式会社CLUE常勤社外監査役                                                                                      |

- (注) 1. 取締役中村慶郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役八代博隆氏、監査役姫野省吾氏及び監査役浅見靖則氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役八代博隆氏は長年の管理部門における幅広い業務経験から人事、総務のほか経理財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役姫野省吾氏は公認会計士として財務及び会計に関する専門的かつ高い知見と、会計監査業務を通じた幅広い経験を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役中村慶郎氏、監査役八代博隆氏、監査役姫野省吾氏、監査役浅見靖則氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中村慶郎氏並びに社外監査役姫野省吾氏及び浅見靖則氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合い等を考慮して定めることとしております。

決定方法は、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は取締役会が決定する権限を有しており、取締役会から委任された代表取締役社長福島範幸が、株主総会が決定する報酬総額の限度内において役員報酬の個人別金額を設定し、取締役会がこれを決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が社外取締役の関与・助言を受けた上で、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬総額の限度は、2020年12月24日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内で決議されております。

また、監査役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議で決定することとしております。監査役の報酬総額の限度は、2020年12月24日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内で決議されております。

なお、当社は役員報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |             |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬<br>等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 60,360千円<br>(1,800) | 60,360千円<br>(1,800) | —           | —      | 4名<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,932<br>(10,932)  | 10,932<br>(10,932)  | —           | —      | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 71,292<br>(12,732)  | 71,292<br>(12,732)  | —           | —      | 7<br>(4)       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年12月24日開催の臨時株主総会において200百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2020年12月24日開催の臨時株主総会において30百万円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）であります。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役である中村慶郎氏は、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行って頂ける方として選任しております。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社Orchestra Holdingsの子会社である株式会社デジタルアイデンティティ及び株式会社Sharing Innovationsとは、過去に当社メディアレーダーのプラットフォームサービスの取引実績がございましたが、現在取引実績はございません。その他同氏の兼職先と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
  - ・社外監査役である八代博隆氏は、長年の管理部門における幅広い業務経験から人事、総務のほか経理財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また上場会社での監査役経験から、当社の常勤監査役として、経営の監督とチェック機能を発揮して頂ける方として選任しております。同氏の兼職先は、該当がありません。
  - ・社外監査役である姫野省吾氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的かつ高い知見と、会計監査業務を通じた幅広い経験を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査していただける方として選任しております。同氏の兼職先と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
  - ・社外監査役である浅見靖則氏は、上場会社を含む複数の企業での取締役及び監査役経験により、当社の経営の監督とチェック機能を発揮して頂ける方として選任しております。同氏の兼職先と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
  - ・当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できることを前提に判断しております。



② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                               |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 中 村 慶 郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。同氏の経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を活かした監督、助言等を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 八 代 博 隆 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席し、事業会社の経理・財務業務の幅広い経験から適宜発言を行っております。                              |
| 監査役 姫 野 省 吾 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                |
| 監査役 浅 見 靖 則 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席し、事業会社複数社の監査役の経験による幅広い視野からの適宜発言を行っております。                         |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 企業行動規範をはじめ、取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への順守体制を確立する。
  2. 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議の会議体又は稟議書により決定する。
  3. 取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
  4. 代表取締役社長直轄の内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
  5. 法令違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
  6. 反社会的勢力には全社において、組織的に毅然とした態度で対応し、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士と連携する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会において、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」その他の社内規程を整備するものとし、適宜見直すものとする。取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管、管理し、取締役が必要に応じて閲覧できる体制を整備する。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 経営上、重要事項に係るリスクは、リスク・コンプライアンス委員会において十分な協議・審議を行い、取締役会への報告と提案を行う。
  2. 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等の個別のリスクについては、それぞれ社内規程に定める方法により、適切な管理を行う。
  3. 労働災害、自然災害等への対応については、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図りながら、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努める。
  2. 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、会社の重要事項を決議するとともに、各取締役は他の取締役の業務執行を監督する。
  3. 取締役会の下に経営会議を設置し、原則として月に1回開催する。経営会議では、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題について意思決定を行う。
  4. 取締役会は、経営組織、各取締役の職務分掌を定め、各取締役は職務分掌に基づき適切に業務を執行する。
  
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
内部監査室に専従者を配置し、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助させる。
  
- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  1. 内部監査室に専従する使用人を置くものとする。
  2. 内部監査室の専従者は監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けないこととする。
  3. 内部監査室の専従者の人事異動、評価、懲戒処分等に関しては、事前に監査役に報告し、その了承を得ることとする。
  4. 内部監査室の使用人は、監査役会に出席し、監査役会より指示された業務の実施内容及び結果につき報告を行う。
  
- ⑦ 監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制
  1. 取締役会、経営会議といった会議体に限らず、取締役より監査役に対して適宜又は監査役の求めに応じ情報提供を行う。
  2. 常勤の監査役は経営会議に出席し、監査役会において又は他の監査役の求めに応じ他の監査役に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告する。
  3. 取締役及び使用人は、法令等に違反する事項、会社の信用、業績等に重大な影響を与える事項、又は重大な影響を与えるおそれのある事項が発覚した時には、速やかに監査役に報告する。

4. 取締役及び使用人は、監査役が職務の執行に関する事項の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものとし迅速かつ適切に対応する。
  5. 内部監査室は、監査役会に対し、定期的に当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
  6. リスク・コンプライアンス委員会は、監査役会に対し、定期的に当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。
- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報制度を利用した通報者又は監査役に報告した取締役若しくは使用人が当該報告を行ったことを理由とした不利益となる一切の行為を禁止する。
- ⑨ 監査役が職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した時は、速やかにこれに応じる。
- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携、協力し、さらに各監査役との連携を高め、実効性のある監査を実施するものとする。
  2. 監査役は、代表取締役との間で定期的に意見の交換を実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を定時12回、臨時6回開催し、取締役及び監査役全員がすべての会に出席しております。取締役会では、各取締役からの職務執行状況の報告、質疑応答及び意見交換を行い、取締役による相互監視が機能するべく、業務執行の監督を行うことによりガバナンス機能の充実に努めております。
- また、経営会議を12回開催し、業務執行に関する事項などについて報告及び審議等がなされました。
- ② 監査役会を定時12回、臨時6回開催し、監査役全員はそのすべてに出席しております。また、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況の調査を実施し

ております。内部統制システムについては、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。

また、監査役全員は内部監査室と毎月情報共有を行っております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど適宜情報共有を行っております。

③ リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催しております。当該委員会では、コンプライアンス面として、法律改正への対応、コンプライアンスプログラムの検討及び社内研修の検討並びに実施、内部通報制度の運用状況の確認、他社不祥事事例の共有等を行いました。また、リスク面では、新型コロナウイルス感染症対策、当社事業上におけるリスク内容についての対応状況等について協議いたしました。

④ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に亘り適宜、業務の有効性及び効率性、法令順守、財務報告の信頼性等の観点より内部監査を行い、その監査結果を代表取締役社長へ報告を行っております。また適宜、監査役会、会計監査人との情報共有を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>901,227</b> | <b>流動負債</b>    | <b>343,962</b> |
| 現金及び預金        | 683,264        | 買掛金            | 119,064        |
| 受取手形          | 1,045          | 1年内返済予定の長期借入金  | 24,660         |
| 売掛金           | 156,129        | 未払金            | 85,482         |
| 仕掛品           | 3,315          | 未払費用           | 9,197          |
| 貯蔵品           | 4              | 未払法人税等         | 57,472         |
| 前払費用          | 34,615         | 未払消費税等         | 35,732         |
| 前立替金          | 15,949         | 前受金            | 8,852          |
| 預り金           | 8,029          | 預り金            | 3,501          |
| 未収入金          | 2,000          | <b>固定負債</b>    | <b>142,828</b> |
| 未収法人税等        | 733            | 長期借入金          | 134,346        |
| 貸倒引当金         | 0              | 資産除去債務         | 8,482          |
|               | △3,859         | <b>負債合計</b>    | <b>486,791</b> |
| <b>固定資産</b>   | <b>76,281</b>  | <b>(純資産の部)</b> | <b>490,717</b> |
| 有形固定資産        | <b>23,797</b>  | 資本             | <b>159,800</b> |
| 建物            | 18,690         | 資本剰余金          | <b>151,800</b> |
| 附属設備          | 5,107          | 資本準備金          | 151,800        |
| 工具、器具及び備品     | 2,957          | 利益剰余金          | <b>179,117</b> |
| 無形固定資産        | 1,858          | その他利益剰余金       | 179,117        |
| 商標            | 1,858          | 繰越利益剰余金        | 179,117        |
| ソフトウェア        | 1,099          | <b>純資産合計</b>   | <b>490,717</b> |
| 投資その他の資産      | <b>49,525</b>  | <b>負債純資産合計</b> | <b>977,508</b> |
| 長期前払費用        | 1,155          |                |                |
| 長期預金          | 1,000          |                |                |
| 敷金            | 37,835         |                |                |
| 繰延税金資産        | 9,534          |                |                |
| <b>資産合計</b>   | <b>977,508</b> |                |                |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2022年1月 1 日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 847,393 |
| 売 上 原 価                 | 83,059  |
| 売 上 総 利 益               | 764,334 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 606,577 |
| 営 業 利 益                 | 157,756 |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息                 | 2       |
| ポ イ ン ト 失 効 戻 入 益       | 950     |
| そ の 他                   | 71      |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 支 払 利 息                 | 1,166   |
| 株 式 公 開 費 用             | 14,792  |
| そ の 他                   | 44      |
| 経 常 利 益                 | 142,778 |
| 特 別 損 失                 |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 204     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 142,573 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 51,294  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △4,972  |
| 当 期 純 利 益               | 96,251  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |         |              |         |             | 純資産合計   |
|---------------|---------|-----------|---------|--------------|---------|-------------|---------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金    |         | 株主資本<br>合 計 |         |
|               |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金合計 |             |         |
| 当 期 首 残 高     | 8,000   | -         | -       | 82,866       | 82,866  | 90,866      | 90,866  |
| 当 期 変 動 額     |         |           |         |              |         |             |         |
| 新 株 の 発 行     | 151,800 | 151,800   | 151,800 |              |         | 303,600     | 303,600 |
| 当 期 純 利 益     |         |           |         | 96,251       | 96,251  | 96,251      | 96,251  |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 151,800 | 151,800   | 151,800 | 96,251       | 96,251  | 399,851     | 399,851 |
| 当 期 末 残 高     | 159,800 | 151,800   | 151,800 | 179,117      | 179,117 | 490,717     | 490,717 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2)固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 8年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)

#### (3)引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### (4)収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

##### ①メディアレーダー

メディアレーダーの主な履行義務は、マッチングプラットフォーム上に顧客が資料や動画を掲載し、会員がダウンロードした時点において当該履行義務が充足されるため当該時点で収益を認識しております。

##### ②トラミー

トラミーの主な履行義務は会員による商品体験・商品クチコミ投稿を基本サービスとしたプロモーション施策を顧客に提供することであり、当該履行義務は顧客との契約条件の達成時点、主にURLの納品において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

### (1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### (2)時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

## 3.会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

## 4.貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産は、次のとおりであります。

|      |         |
|------|---------|
| 長期預金 | 1,000千円 |
| 計    | 1,000千円 |

契約するにあたり相手先から当該資産を担保に供することを求められたことによるものです。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 5,461千円

## 5.株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 950,000株

(2)当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数  
普通株式 一株

## 6.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定して行っております。また、資金調達については主に銀行借入にする方針であります。

なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日のものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

取引開始時に契約先の信用状況の把握に努めております。また、与信管理規程に従い、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|          | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------|------------------|---------|---------|
| 長期預金     | 1,000            | 1,000   | －       |
| 敷金       | 37,835           | 37,835  | －       |
| 資産計      | 38,835           | 38,835  | －       |
| 長期借入金(※) | 159,006          | 156,195 | △2,810  |
| 負債計      | 159,006          | 156,195 | △2,810  |

(※)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 683,264      | －                   | －                    | －            |
| 受取手形   | 1,045        | －                   | －                    | －            |
| 売掛金    | 156,129      | －                   | －                    | －            |
| 長期預金   | －            | 1,000               | －                    | －            |
| 敷金     | －            | 37,835              | －                    | －            |
| 合計     | 840,438      | 38,835              | －                    | －            |

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金(※) | 24,660       | 24,660              | 23,556              | 17,724              | 17,724              | 50,682      |
| 合計       | 24,660       | 24,660              | 23,556              | 17,724              | 17,724              | 50,682      |

(※)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当該事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区 分             | 時 価     |         |         | 合 計     |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
|                 | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 |         |
| 長 期 預 金         | －       | 1,000   | －       | 1,000   |
| 敷 金             | －       | 37,835  | －       | 37,835  |
| 資 産 計           | －       | 38,835  | －       | 38,835  |
| 長 期 借 入 金 ( ※ ) | －       | 156,195 | －       | 156,195 |
| 負 債 計           | －       | 156,195 | －       | 156,195 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

長期預金

長期預金の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       | 当事業年度<br>(2022年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|
| 繰延税金資産                |                        |
| 減価償却超過額               | 618千円                  |
| 資産除去債務                | 2,597                  |
| 未確定債務                 | 7,284                  |
| 貸倒引当金繰入超過額            | 1,181                  |
| 未払事業税                 | 3,928                  |
| 繰延税金資産小計              | 15,610                 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △3,779                 |
| 評価性引当額小計              | △3,779                 |
| 繰延税金資産合計              | 11,831                 |
| 繰延税金負債                |                        |
| 資産除去債務に対応する除去費用       | △2,296                 |
| 繰延税金負債合計              | △2,296                 |
| 繰延税金資産（負債）の純額         | 9,534                  |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    | 当事業年度<br>(2022年12月31日) |
|--------------------|------------------------|
| 法定実効税率<br>(調整)     | 30.62%                 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.63                   |
| 住民税均等割             | 0.37                   |
| 評価性引当額の増減          | 0.63                   |
| その他                | 0.24                   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 32.49                  |



### 8.1 株当たり情報に関する注記

|                   | 当事業年度<br>(自 2022年1月1日<br>至 2022年12月31日) |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額         | 516.54円                                 |
| 1株当たり当期純利益        | 119.64円                                 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 110.14円                                 |

(注) 1. 当社株式は、2022年12月21日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                                 | 当事業年度<br>(自 2022年1月1日<br>至 2022年12月31日) |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり当期純利益                                      |                                         |
| 当期純利益(千円)                                       | 96,251                                  |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                                | —                                       |
| 普通株式に係る当期純利益(千円)                                | 96,251                                  |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                                 | 804,521                                 |
|                                                 |                                         |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益                               |                                         |
| 当期純利益調整額(千円)                                    | —                                       |
| 普通株式増加数(株)                                      | 69,345                                  |
| (うち新株予約権(株))                                    | 69,345                                  |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | —                                       |

## 9.収益認識に関する注記

### (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度<br>(自 2022年1月1日<br>至 2022年12月31日) |
|---------------|-----------------------------------------|
| メディアレーダー      | 408,839                                 |
| トラミー          | 374,625                                 |
| その他           | 63,929                                  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 847,393                                 |
| 外部顧客への売上高     | 847,393                                 |

### (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10.重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2022年12月21日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年11月17日及び2022年12月2日開催の臨時取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2023年1月18日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し)
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式57,000株
- ③ 割当価格 : 1株につき2,024円
- ④ 払込金額 : 1株につき1,717円

この金額は会社法上の払込金額であり、2022年12月2日開催の臨時取締役会において決定された金額ではありません。

- ⑤ 資本組入額 : 1株につき1,012円
- ⑥ 割当価格の総額 : 115,368千円
- ⑦ 資本組入額の総額 : 57,684千円
- ⑧ 払込期日 : 2023年1月18日
- ⑨ 割当先 : 株式会社SBI証券
- ⑩ 資金の用途 : ①事業拡大に向けた広告宣伝費のための費用、②人員拡大のための新規採用費のための費用、③既存長期借入金の一部返済として充当する予定

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社 アイズ  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

東京事務所

|                        |           |     |     |
|------------------------|-----------|-----|-----|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 宮 島 | 章   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 三 木 | 崇 央 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記(第三者割当による新株式の発行)に記載されているとおり、会社は2022年11月17日及び2022年12月2日の臨時取締役会において、主幹事証券会社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2023年1月18日に払込を完了している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その

他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し

た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

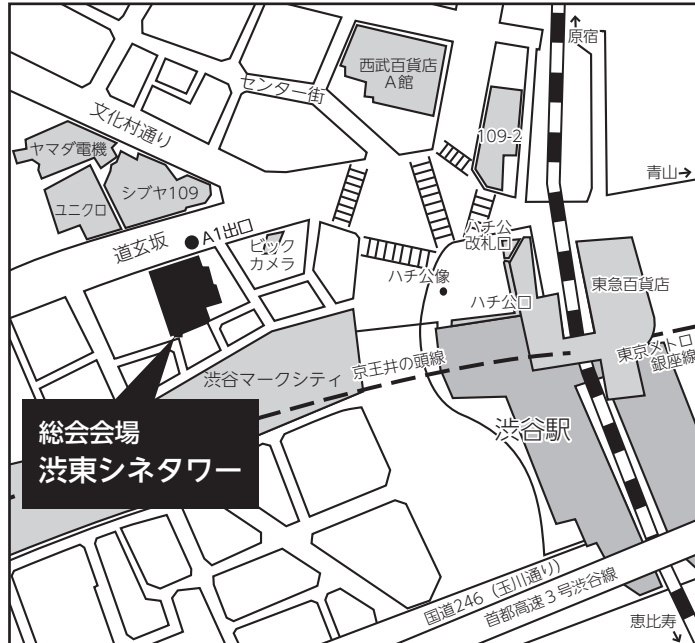
株式会社アイズ 監査役会  
常勤社外監査役 八代 博 隆 ㊟  
社外監査役 姫野 省 吾 ㊟  
社外監査役 浅見 靖 則 ㊟

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号  
渋谷シネタワー 11階  
AP渋谷道玄坂 G・H・Iルーム  
TEL 03-5428-6849



## ●交通のご案内

JR各線 渋谷駅 ハチ公改札口より徒歩約1分  
東急各線・東京メトロ 渋谷駅 A1出口直結  
京王井の頭線 渋谷駅より徒歩約1分